

基本情報

- **概要**: 国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪(集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪)を犯した個人の訴追・処罰を任務とする歴史上初の常設の国際刑事法廷。
- **所在地**: ハーグ(オランダ)
- **設立条約**: ICCローマ規程(1998年採択 / 2002年発効)
- **加盟国**: 123か国(日本は2007年10月1日に加盟。米露中は未加盟。)

ICCの特徴

- **補完性の原則**: ICCは国内裁判所を「補完する」裁判所。
→関係国に捜査・訴追を真に行う能力や意思がない場合にのみ、管轄権を有する。
- **構成**: 裁判部、検察局、書記局から成る。職員数900名以上。裁判官は18名。
- **管轄権**: 以下①～③のいずれかの場合に、管轄権を行使可能。
 - ①締約国が事態をICC検察官に付託した場合
 - ②国連安全保障理事会が事態をICC検察官に付託した場合
 - ③検察官が自己の発意により予備的検討を行った後、予審裁判部が捜査開始を許可した場合ただし、①と③の場合、以下のいずれかに限り管轄権を行使可能*。
 - 犯罪の実行地国が締約国
 - 犯罪の被疑者が締約国の国籍を有する者
 - 非締約国が裁判所の管轄権の行使を受諾
- **締約国の協力義務**: 締約国は、ICCからの逮捕及び引渡し請求に応じなければならない。

*侵略犯罪の場合には、更に追加的な要件が存在。

ICCの実績

- **現状**: 17事態につき捜査・訴追中。2事態につき予備的検討中。
- **累計実績**: 判決が下された終結事件は14件(有罪6件、無罪/証拠不十分5件、犯罪事実が確認されず公判不開始3件)。

日本の貢献

- **日本の加盟の意義**: 責任ある大国として、国際社会における法の支配、不処罰との戦いに貢献。
- **裁判官の輩出**: 齋賀富美子判事(任期2007-09)、尾崎久仁子判事(任期2009-18)、赤根智子判事(任期2018-27)
- **資金面での協力**: 最大の分担金拠出国(分担率約15.4%(2022年))。2022年の予算に対する拠出額は約30億円。
- **被害者支援**: 2014年以降、被害者信託基金(TFV)に累計約95万ユーロを拠出。野口元郎TFV理事長(任期2012-2018)。



締約国(123か国・地域)

★:2010年改正規定の受諾国(45か国・地域)

【アジア太平洋】19

アフガニスタン
バングラデシュ
カンボジア
クック諸島
キプロス★
キリバス
フィジー
日本
ヨルダン
モルディブ
マーシャル
モンゴル★
ナウル
韓国
サモア★
タジキスタン
東ティモール
バヌアツ
パレスチナ★

【西欧他】25

アンドラ★
オーストラリア
オーストリア★
ベルギー★
カナダ
デンマーク
フィンランド★
フランス
ドイツ★
ギリシャ
アイスランド★
アイルランド★
イタリア★
リヒテンシュタイン★
ルクセンブルグ★
マルタ★
オランダ★
ニュージーランド
ノルウェー
ポルトガル★
サンマリノ★
スペイン★
スウェーデン★
スイス★
英国

【東欧】18

アルバニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ブルガリア
クロアチア★
チェコ★
エストニア★
ジョージア★
ハンガリー
ラトビア★
リトアニア★
モンテネグロ
ポーランド★
モルドバ
ルーマニア
セルビア
スロバキア★
スロベニア★
北マケドニア★

【中南米】28

アンティグア・バーブーダ
アルゼンチン★
バルバドス
ベリーズ
ボリビア★
ブラジル
チリ★
コロンビア
コスタリカ★
ドミニカ国
ドミニカ(共)
エクアドル★
エルサルバドル★
グアテマラ
ガイアナ★
ホンジュラス
メキシコ
パナマ★
パラグアイ★
ペルー★
セントクリストファー・ネイビス
セントルシア
セントビンセント
スリナム
トリニダード・トバゴ★
ウルグアイ★
ベネズエラ
グレナダ

【アフリカ】33

ベナン
ボツワナ★
ブルキナファソ
カーボヴェルデ
中央アフリカ
チャド
コモロ
コンゴ(共)
コンゴ(民)
コートジボワール
ジブチ
ガボン
ガンビア
ガーナ
ギニア
ケニア
レソト
リベリア
マダガスカル
マラウイ
マリ
モーリシャス
ナミビア
ニジェール★
ナイジェリア
セーシェル
セネガル
シエラレオネ
南アフリカ
ウガンダ
タンザニア
チュニジア
ザンビア